

令和 6 年度狛江市新たな住民税非課税等世帯に対する給付金について

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれた物価高への支援である新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、「令和 6 年度狛江市新たな住民税非課税等世帯に対する給付金」を支給します。

1. 支給対象者

令和 6 年 6 月 3 日時点で、狛江市の住民基本台帳に記録されている者であって、新たに市町村民税が非課税等となる世帯（※）の世帯主。ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※同一の世帯に属する方全員が、次のいずれかに該当する方である世帯をいいます。

- ア 令和 6 年度分の市町村民税均等割が課されていない方
- イ 令和 6 年度分の市町村民税均等割のみが課されており、所得割が課されていない方
- ウ 市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された方
- エ 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者

2. 支給額

1 世帯当たり 10 万円
ただし、こども加算の要件を満たす場合は、こども加算の対象児童数に 5 万円を乗じた額を加えた金額とします。

3. 申請方法

確認書が届いた場合

支給対象者に対し、7 月上旬に「令和 6 年度非課税世帯等給付金支給要件確認書」を順次送付します。
支給希望者は確認書を提出またはオンラインフォームから申請してください。（通知発送世帯数約 1,100 世帯）

令和 6 年 1 月 2 日以降に転入した方のいる対象世帯または世帯全員が令和 5 年 1 月 2 日以降に転入した対象世帯の場合

確認書は送付されないため、コールセンターへ問い合わせの上、申請書類を取り寄せてください。

4. 問い合わせ先

狛江市給付金コールセンター ☎0570-03-1578（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）
※内線で転送する場合は内線 2580～2582 へ。